

名古屋市緑化助成制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、市民や事業者が行う優良な緑化事業に対して行う助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（助成の対象）

第2条 市長は、緑豊かな景観の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、名古屋市内にある敷地・建築物（以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する敷地等は除く。）において、別表第1に定める緑化事業を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業並びに土地、建物に定着していない移動可能なものは除く。

2 助成を受けることができる緑化事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1）屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化にあつては、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」に基づき「☆☆☆（優秀な緑化）」又は「☆☆（良好な緑化）」の認定を受け、かつ、別表第2に定める基準を満たすこと。

（2）生垣設置にあつては、敷地の接道緑化率（道路間口に対する、敷地の接道面から7m以内に整備された緑化施設（接道する道路から見ることができるものに限る）を接道面と平行に横断した場合の横断延長の合計の割合）が6割以上であること。

3 市長は、本市が策定する緑の基本計画又はこれに類するものに掲げる重点施策と関連があると認められる緑化事業に対しては、優先的に助成できるものとする。

4 助成を受けようとする緑化事業は、第4条の規定により助成金の交付申請をする年度の交付決定のあった日以降に着手し、かつ、当該年度の別表第3に定める期日までに、第8条に定める事業実績報告の手続きが完了するものでなければならない。

5 緑化事業により設置される緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）と助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同一でな

なければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、当助成事業による助成を受けた緑化工事により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。

6 申請者が、当助成事業による助成を受けた緑化事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たうえで申請しなければならない。

7 次に掲げる者は助成の対象としない。

- (1) 当助成事業による助成を受けたことのある敷地等における緑化事業及び本市以外の団体等が行う他の助成事業を受ける緑化事業を行う者
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（助成の内容）

第 3 条 助成金の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 敷地等において、別表第 1 に定める緑化事業を重複して行う場合における助成金の額は、それぞれの緑化事業ごとに別表第 1 に定める金額の合計金額とする。ただし、その合計金額が 500 万円を超える場合にあっては 500 万円とする。

3 樹木の助成金の上限単価及び植栽計画については、別表第 4 に定めるとおりとする。

4 助成の対象となる事業費に係る費用（以下「事業費」という。）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額とする。ただし、次に掲げる申請者にあっては、消費税等を事業費に含めることができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、又は消費税法別表 3 に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（助成金の交付申請）

第 4 条 申請者は、名古屋市緑化助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、3 部を緑化事業に着手する前に市長に提出しなければならない

ない。ただし、第 7 号に掲げる書類については申請者が第 2 条第 5 項ただし書に該当する場合、第 8 号に掲げる書類については申請者が第 2 条第 6 項に該当する場合に限る。

- (1) NICE GREEN 計画認定申請書
- (2) 事業費内訳明細書（第 1-3 号様式）
- (3) 事業費を証明する書類（見積書等）
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (6) 現況写真（助成対象となる緑化工事の未着手が分かる写真）
- (7) 管理者が管理義務を負う旨の取り決め書
- (8) 事業実施敷地等所有者の承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 生垣設置に係る助成金の交付申請にあたっては、前項各号に掲げる書類のうち NICE GREEN なごやに関する書類の提出は不要とする。

（助成金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、申請者に名古屋市緑化助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により助成金の交付決定を通知するとともに、愛知県知事にあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金の交付を申請するものとする。

（事業計画の変更）

第 6 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、事業内容の変更を行おうとするときは、名古屋市緑化助成事業内容変更承認申請書（第 3 号様式）に事業の変更内容がわかる書類を添付して、3 部を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により事業の変更の申請があったとき、市長はその内容を審査した上、助成金の交付決定を変更し、名古屋市緑化助成事業変更承認通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、助成金の交付額は前条の規定により通知した交付決定内示金額を上限とする。

（助成対象事業の廃止）

第 7 条 申請者は、事業を廃止しようとするときは、名古屋市緑化助成事業廃止承認申請書（第 5 号様式）1 部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者に名古屋市緑化助成事業廃止承認通知書（第 6 号様式）により通知する。

（事業実績報告）

第 8 条 助成金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、すみやかに名古屋市緑化助成事業完了報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添

付して、3部を市長に提出しなければならない。

- (1) NICE GREEN 完了認定申請書
- (2) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図）
- (3) 写真（着手前、完了後）
- (4) 事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 生垣設置に係る助成金の完了報告にあたっては、前項各号に掲げる書類のうち NICE GREEN なごやに関する書類の提出は不要とする。

（助成金交付額の確定）

第9条 市長は、前条の名古屋市緑化助成事業完了報告書の提出があったときは、書類審査を行う他必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、名古屋市緑化助成金交付額確定通知書（第8号様式）により申請者に助成金の額の確定を通知するとともに、愛知県知事に事業実績を報告するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の額の確定を通知された申請者から名古屋市緑化助成金請求書（第9号様式）が提出された後に助成金を交付するものとする。

（表示板の設置）

第11条 助成金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業を実施した旨の表示板（第10号様式）を事業施行箇所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第12条 助成金の交付を受けた申請者は、事業が完了した後においても維持管理上やむをえない場合を除き、善良な管理者の注意をもって現状を維持し、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第13条 助成金の交付を受けた申請者は、管理者が現状を維持し樹木等の健全な育成及び管理に努めていることについて市長が報告を求めるときは、名古屋市緑化助成対象緑化施設状況報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して、1部をすみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (3) 状況写真

- 2 市長は、前項の名古屋市緑化助成対象緑化施設状況報告書の提出があったときは、書類審査を行う他必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査することができる。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、申請者に名古屋市緑化助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により通知するとともに、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき
- (3) 助成を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき

- 2 申請者が、助成金の交付を受けた緑化施設を避けがたい事由により除却せざるをえないときは、市長はその交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第23条ただし書きの市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第23条第2号に規定する市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 3 助成金の交付を受けた申請者が、規則第23条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（雑則）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 1 号様式から第 9 号様式まで、第 11 号様式及び第 12 号様式の改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

緑化事業	対象規模	助成金交付額	交付対象経費
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	面積 50 m ² 以上	10 万円≦助成金交付額≦500 万円とし、 助成金交付額≦交付対象事業費×1/2 で、かつ、以下の条件を満たす額 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の場合、それぞれの緑化事業につき 助成金交付額≦ 緑化対象面積×1.5 万円/m ² 空地緑化の場合 助成金交付額≦ 緑化対象面積×1 万円/m ²	工事費について、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の費用のうち、植栽、植栽基盤(土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む)、灌水施設に係る費用、生垣設置に係る費用及び第 11 条の表示板の設置に係る費用。 ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。
生垣設置	延長 15m 以上	3 万円≦助成金交付額≦500 万円とし、 助成金交付額≦交付対象事業費×1/2 で、かつ、 助成金交付額≦ 生垣設置延長×5 千円/m	

緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第 2

灌水施設の数	原則として助成対象となる緑化面積 100 m ² につき 1 か所
H2.5m 以上の樹木の数	助成対象緑化面積 50 m ² あたり 1 本以上新植

ただし、緑化面積について風致地区又は地区計画（緑化率の最低限度が定められているものに限る）の区域内にあつては、名古屋市風致地区内建築等規制条例で定められた緑地率又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例で定められた緑化率の最低限度以上とすること。

別表第 3

期 日	3 月 15 日
-----	----------

ただし、休庁日に該当する場合は、直前の開庁日とする。

別表第 4

樹木の助成金の上限単価	H4.0m以上の樹木 15 万円/本 H4.0m未満の樹木 6 万円/本
植栽計画	施工場所及び樹木等の種類・形状寸法に応じた適切な数量、植栽密度とする